

第19回全国果樹技術・経営コンクール表彰式の開催

p1

特集

・収入保険がはじまります！

p4

中央果実協会からのお知らせ

・平成30年度の果樹経営支援対策事業等の推進について

p6

・管理栄養士を目指す大学生等を対象とした食育セミナーの開催

p7

・アグリフード EXPO 大阪 2018への出展

p8

業務日誌

p8

人事異動

p8

「第19回全国果樹技術・経営コンクール表彰式」の開催

本コンクールは、果樹の生産技術や経営方式において他の模範となる先進的な農業者、生産集団等を表彰し、その成果を広く普及することにより、我が国果樹農業の発展に資することを目的として、平成11年度から毎年度開催しています。

主催団体は、全国農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会、日本園芸農業協同組合連合会、全国果樹研究連合会、公益財団法人中央果実協会の5団体であり、農林水産省及び日本農業新聞からの後援をいただいています。

平成29年度は、第19回目となり、全

国の都道府県段階の選考を経た16件の応募の中から、農林水産大臣賞、農林水産省生産局長賞、各主催団体賞が決定され、平成30年2月15日に農林水産省大臣官房の鈴木生産振興審議官のご臨席のもと、メルパルク東京（東京都港区芝公園）にて表彰式が盛大に開催されました。

表彰式では、賞状等の授与の後、受賞者を代表して静岡県の大関晴久・大関よう子氏から「受賞者のことば」が述べられました。

農林水産大臣賞受賞者の概要は別頁のとおりですが、各賞受賞者の概要につきましては、当協会のホームページに掲載しておりますので、第18回までの各賞受賞者の概要とあわせてご覧いただければ幸いです。



果物を食べて
応援しよう！

被災地を応援

第19回全国果樹技術・経営コンクール 受賞者一覧

農林水産大臣賞

かぶしきがいしゃ たいよう 株式会社 太陽のおくりもの 齊藤果樹園 だいひょうとりしまりやくしやちよう さいとうゆういちろう 代表取締役社長 齊藤雄一郎	ひがしねし 山形県東根市	おうとう、りんご、洋なし
ゆうげんかいしゃ あいあんどうあい 有限会社 I&Iフルーツグローブズ だいひょうとりしまりやく いのこういち 代表取締役 飯野公一	みなみあるぶすし 山梨県南アルプス市	もも、ぶどう、かき
おおぜきはるひさ おおぜき こ 大関晴久・大関よう子	まきの はらし 静岡県牧之原市	かんきつ
みなみち く このうぎようきようどうくみ あいかんきつぶ かい 南筑後農業協同組合柑橘部会	福岡県みやま市	みかん

農林水産省生産局長賞

せきねたかお せきねの ぶえ 関根隆夫・関根信江	だて し 福島県伊達市	もも
いしつかせい いち いしつか ふ み こ 石塚誠一・石塚富美子	なんぶちよう 鳥取県南部町	なし
せ とわきまなぶ せ とわきます み 瀬戸協学・瀬戸協益美	さいかいし 長崎県西海市	みかん、中晩柑
いずみじん いずみともこ 和泉陣・和泉朋子	ぶんごたかだし 大分県豊後高田市	ぶどう
はちのへか じゅうごうぶかい ももんもんぶ JA八戸果樹総合部会桃専門部	ごのへまち 青森県五戸町	もも
ながのけんか じゅけんきゅうかい ほなみしかい 長野県果樹研究会穂波支会	やま うちまち 長野県山ノ内町	りんご、もも、ぶどう
きなんきじゅく さいばい JA紀南木熟201栽培グループ	たなべし 和歌山県田辺市	みかん

関係団体賞

全国農業協同組合中央会会長

こ ま の うぎようきようどうくみ あいか じつ ぶかい ももんもんいんかい 巨摩野農業協同組合果実部会桃専門委員会	みなみあるぶすし 山梨県南アルプス市	もも
---	-----------------------	----

全国農業協同組合連合会経営管理委員会会長賞

お お く ぼゆうずる 大久保譲	やちよちよう 茨城県八千代町	なし
---------------------	-------------------	----

日本園芸農業協同組合連合会会長賞

え ざ きあきら え ざ きけい こ 江崎晃・江崎佳子	あまくさし 熊本県天草市	中晩柑、みかん
--------------------------------	-----------------	---------

全国果樹研究連合会会長賞

ゆ だによしふみ ゆ だにひろこ 湯谷芳章・湯谷弘子	たかまつし 香川県高松市	びわ、もも、中晩柑
-------------------------------	-----------------	-----------

公益財団法人中央果実協会理事長賞

はなまきのうぎようきようどうくみ あいか じゅぶかい 花巻農業協同組合果樹部会	はなまきし 岩手県花巻市	りんご、もも、ぶどう
--	-----------------	------------

農林水産大臣賞受賞者概要

株式会社 太陽のおくりもの 斉藤果樹園
代表取締役社長 斉藤雄一郎氏

○ 山形県 東根市（おうとう、りんご、西洋なし）



おうとう600a、西洋なし300a、りんご300a を栽培する、山形県下でも最大規模の面積を誇る果樹経営体です。

就農当時はりんごを主体とする果樹専業経営でしたが、おうとう、西洋なし等への転換を進めるとともに、りんごジュースの製造販売など6次産業化にも取り組んできました。現在は生食用果実と自社製造のジュース・ジャムなどの加工品を通信販売により販売しています。

栽培技術面では、初心者でも容易に管理作業が可能となる「おうとうの棚栽培」を県内で初めて大規模に導入するとともに、技術を積極的に公開して、地域への普及を図っています。

農園の様子等を伝える毎月1回のダイレクトメール等を約5千名の顧客に送るほか、東日本大震災の被災地の小中学校にりんごジュースやおうとうを継続的に贈呈しています。

有限会社 I&Iフルーツグローブズ
代表取締役 飯野 公一氏

○ 山梨県 南アルプス市（もも、ぶどう、かき）



ももを主力に、ぶどう、おうとう、加工用かきを合わせて約21ha という県内最大規模の経営面積を誇る経営体です。

高齢化などによる耕作放棄を食い止めようと積極的に農地を借り受けて規模拡大を図る中、家族経営の限界を感じて後輩に共同経営を呼びかけ、平成3年に法人を設立しました。

複数の品目を組み合わせ、おうとうの収穫が始まる5月中旬からあんぽ柿の加工を行う12月末までの長期にわたり出荷を可能としています。ネットを活用した宅配や契約スーパー・通販会社への直販比率を高めることにより安定した収益を確保し、香港への輸出にも取り組んでいます。

作業負担軽減などのため、ももの低樹高化、ぶどうの短梢剪定、生食用ぶどうから醸造用ぶどうへの改植を進めるほか、環境保全型農業にも取り組み、エコファーマーの認定を受けています。

大関 晴久氏・よう子氏

○ 静岡県 牧之原市（かんきつ）



うんしゅうみかん150a、ぽんかん25a、ハウスレモン13aのほか、水稻30a、茶98aの複合経営を行っています。

就農当時は茶が中心でしたが、基盤整備を進め、かんきつの規模拡大を図ってきました。

基盤整備、スピードスプレイヤー等管理機械の導入による徹底した省力化と品種構成による労力分散など経営合理化を進めています。全園地でのマルチ栽培の実施に加え、基盤整備地にはドリップかん水施設を設け、糖度向上を図りつつ酸度調整を行い、規格外品の発生を抑えています。

当地区は県下における茶の主産地であることから、近隣の農協と話し合いをもち、害虫駆除のための農薬散布時期を制限するとともに、炭酸カルシウム微粉末と光反射シートによる物理的防除を行い、農薬散布時期の制限による被害を最小限に抑えています。

南筑後農業協同組合柑橘部会
（代表者 永野 正氣氏）

○ 福岡県 みやま市（うんしゅうみかん）



うんしゅうみかん333haを栽培する342戸で構成されるJA部会で、平成14年に既存の4部会が合併して設立されました。

「本当にいいものは高く」売り、「努力した人には厚く」報いるため、園地登録制を適用しています。糖度により2ランクのブランドを設定し、園地ごとに生産者が取り組むブランドを申告、ブランドに応じた糖度・酸度、マルチ被覆時期等の基準に則った生産を行い、ブランドごとに集荷・選果を行っています。

選果時は全果検査を行い、基準を満たさない園地や果実は下位区分に降格されるシステムとすることにより、品質が大幅に改善され、市場での評価も高まり、生産者からも評価されています。

出荷前には生産履歴とGAPチェックリストを回収し、安全確認を行うことにより安全・安心な果実の供給に部会一体となって取り組んでいます。

特集

収入保険がはじまります！

農林水産省 経営局 保険課 香野 大樹

農業経営者ごとの収入全体を対象とした総合的なセーフティネットとして、収入保険が2019年1月からはじまります。

収入保険は、①既存のセーフティネットがない果樹の価格低下も補償の対象となること、②現行の果樹共済に比べ、掛金負担や足切割合が改善されていることから、果樹農家の方にとってメリットの大きい保険といえます。是非加入をご検討ください。

▼ 収入保険の対象者は、青色申告を行っている農業者です。

- ・ 加入申請時に青色申告実績が1年分あれば加入できるので、就農して間もない方や、現在、白色申告を行っている方でも早期に加入できます。
- ※ 青色申告には、複式簿記の方式のほかに、現金出納帳等に日々の取引と残高を記帳すればよい「簡易な方式」があり、白色申告を行っている方でも、容易に取り組めます。
- ※ 青色申告を始める方は、3月15日までに、最寄りの税務署に青色申告承認申請書を提出してください。

い。
地域のJAや農業委員会等でも無料相談や代行サービスなどのサポートをしています。

▼ 自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。

- ・ 自然災害による収量減少に加え、価格低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償します。（捨て作りや意図的な安売り等については、補償の対象外です。）

▼ 品目の限定は、基本的にありません。

- ・ 果樹をはじめ、米、畑作物、野菜、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつなど、ほとんどの農産物をカバーします。簡易な加工品（梅干しなど）も含まれます。
- ※ 収入保険と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

▼ 農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補てんします。

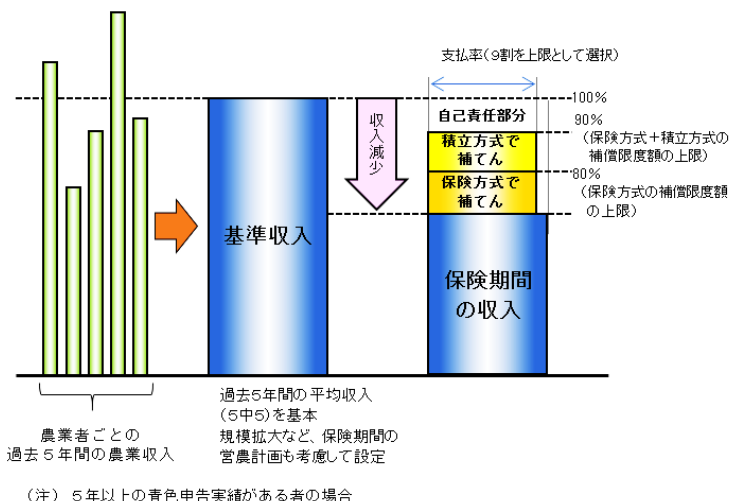
- ・ 「掛け捨ての保険方式」と「掛けと

らない積立方式」の組合せで補てんします。

- ・ 保険料については50%、積立金については75%の国庫補助を行います。
- ・ 保険料率は1.0%程度（現時点の試算）となります。また、自動車保険と同じように、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。
- ※ 例えば、基準収入が1,000万円の農業者は、29.7万円（保険料7.2万円と、積立金22.5万円）を用意すれば、万一の場合にも、800万円台の収入が確保されます。
- ▼ 窓口は、地域の農業共済組合が担当しますので、御相談ください。
- ・ 実施主体は、農業共済団体が新たに設立する全国連合会となりますが、加入申請等の窓口業務は、地域の農業共済組合等が担当します。
- ・ 収入保険に関する御質問がありましたら、最寄りの農業共済組合に御相談ください。

図1 補てんの仕組み

農業者ごとに過去5年間の平均収入（5中5）を基本としつつ、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して「基準収入」を設定します。保険期間の収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回ったときに、下回った額の9割（支払率）を補てんします。掛け捨ての「保険方式（保険金）」と掛け捨てにならない「積立方式（特約補てん金）」の組合せで補てんします。



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（保険8割＋積立1割）、支払率9割を選択した場合の試算

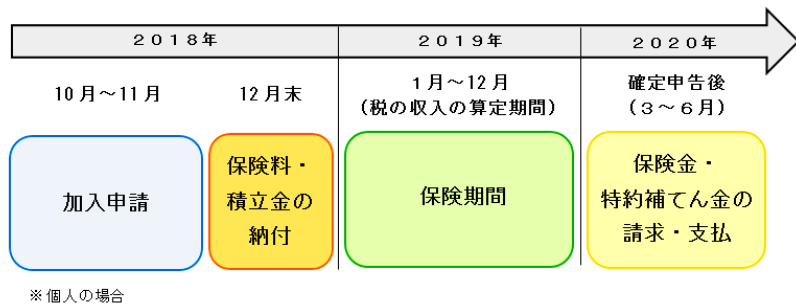
収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金の 合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

農業者が用意すべきお金は、
保険料は、7.2万円（掛け）
積立金は、22.5万円（掛け捨てではない）
合計 29.7万円

※ 農業者は保険料・積立金とは別に、事務費を支払います。

図2 収入保険の加入・支払のスケジュール（2019年1月から加入する場合）

青色申告実績が1年以上ある農業者の場合は、2018年に加入申請すれば、2019年1月から収入保険に加入できます。保険料・積立金の納付は分割払も可能です。保険金・特約補てん金の請求・支払は2019年分の確定申告後の2020年になります。保険金支払までの資金繰り対応のため、必要場合は、無利子によるつなぎ資金が借りられます。



収入保険に関するQ&A

Q: 2018年分の所得から青色申告を始める場合、いつから収入保険に加入できるのですか。

A: 2018年分の所得に係る青色申告は、個人の場合、2019年2～3月に申告を行うことになりますので、最速で2019年秋に加入申請を行い、2020年1月から収入保険に加入できます。

Q: 青色申告を行っている農業者が経営を移譲した場合、その青色申告実績は引き継がれるのですか。

A: 青色申告を行っている農業者が、経営を移譲する場合の青色申告実績の取扱いについては、譲受人が青色申告を行う者であって、経営移譲の前後で事業の同一性が認められる場合は、青色申告実績を引き継ぐこととします。例えば、青色申告を行う子へ親の経営をそのまま移譲する場合は、青色申告実績を引き継ぐことができます。

Q: 植物防疫法に基づいて支払われる手当金は、対象収入となるのですか。

A: 植物防疫法に基づいて支払われる手当金は、植物の廃棄等の強制措置により失った販売収入を補償しているものであるため、対象収入に含まれます。

Q: 機械の故障や病気、怪我により、出荷量が減少して収入が減少した場合、補償の対象となりますか。

A: 機械の故障や病気、怪我により収入が減少した場合についても、補償の対象となり得ます。ただし、事故発生の通知を受けて、他の機械での対

応や地域の担い手への作業委託等、営農を継続するための努力を行っていたかどうかなど、個別に事情を確認して判断します。

Q: 価格が著しく下落すると、出荷しても赤字が増加することから、収穫を中止する場合がありますが、その場合はどう取り扱われるのですか。

A: 補償の対象となり得ますが、事故発生の通知を受けて、収穫の中止が野菜需給均衡総合推進対策事業のように地域ぐるみで行われているものであるかなど、個別に事情を確認して判断します。

Q: 果樹を改植すると一定期間収入が減少しますが、補償の対象となりますか。

A: 改植により、あらかじめ保険期間の収穫量が減少し、保険期間中に見込まれる農業収入金額が過去の平均収入(5中5)よりも低くなると見込まれる場合は、当該金額まで基準収入を下方修正します。したがって、改植による収入減少は補償の対象となりません。

Q: 経営規模を拡大する場合の基準収入はどのように算定するのですか。

A: 過去の単位面積当たり平均収入に保険期間の経営面積の合計を乗じて算出した金額を基に、保険期間中に見込まれる農業収入金額の範囲内で設定します。

農業共済団体のHPで基準収入を試算するシミュレーションを公開していますので、是非ご活用ください(次ページ参照)。

Q: 過去の収入に上昇傾向がある場合の基準収入はどのように設定する

のですか。

A: 過去5年間の平均収入に上昇指数(過去5年間の各年の収入の増減率の平均の3乗)を乗じて算出した金額を基に、保険期間中に見込まれる農業収入金額の範囲内で設定します。農業共済団体のHPで基準収入を試算するシミュレーションを公開していますので、是非ご活用ください(次ページ参照)。

Q: 収入保険とナラシ対策、農業共済、野菜価格安定制度などの類似制度との関係はどうなるのですか。

A: 収入保険と収入減少を補てんする機能を有する類似制度(ナラシ対策、農業共済、野菜価格安定制度)は、どちらか一方を選択して加入していただくことになります。ただし、農業共済のうち、固定資産の損失を補てんする園芸施設共済(施設内農作物以外)や果樹共済(樹体共済)等については、収入保険と重複して加入することができます。

Q: 保険金及び特約補てん金が、保険期間の翌年に支払われると、税負担が過大になりませんか。

A: 収入保険と同様に、翌年に共済金を支払う仕組みとなっている現行の果樹共済については、共済金を、災害を受けた果実の収穫年の総収入金額に算入することで、税負担が過大にならないようにしています。このため、収入保険についても、保険金と、特約補てん金のうち国庫補助相当分を、税務上、保険期間の総収入金額に算入することで、税負担が過大にならないようにします。

Q: なつみかんやパイナップルなどのように、生産が複数年に跨がり、1年

に収まらない場合、営農計画はどのように記載するのですか。

A: 営農計画は、保険期間中に見込まれる農業収入金額を算定するとともに、農業者が生産する農産物を把握するために必要です。なつみかんやパイナップルなどのように、生産が複数年にまたがる農産物の場合、保険期間に収穫しなくても、翌年以降の補償対象にできるように、作付する年から収穫する年までの毎年の営農計画に記載していただくことになります。なお、保険期間中に見込まれる農業収入金額については、保険期間に収穫する分のみで算定します。

収入保険に関する広報

収入保険に関する情報については、以下のホームページ等に掲載していますので、是非ご活用ください。

1. 農林水産省ホームページ(収入保険制度の導入及び農業災害補償制度の見直し)

→ 収入保険の説明動画や、資料を

掲載しています。直近では、保険課長が収入保険の概要を端的に説明している動画「10分でわかる収入保険のポイント」を公開いたしましたので、是非ご覧ください。

1) 検索キーワード

農業 収入保険

2) URL

http://www.maff.go.jp/j/keiei/hoken/saigai_hosyo/syu_nosai/index.html

3) QRコード



2. 農林水産省公式フェイスブック(農水省・農業経営者net)

→ 収入保険に関するQ&Aのほか、農業経営に関連する政策や農業経営事例などを配信しています。是非フォローをお願いいたします。

1) 検索キーワード

農水省・農業経営者net

2) URL

<https://www.facebook.com/nogyokeiei/>

3) QRコード



③ 各都道府県農業共済組合等のホームページ

→ 収入保険と類似制度の掛金や補てん金を比較できるシミュレーションソフトや、収入保険の基準収入を試算できるシミュレーションソフトを公開しています。簡単な入力で、シミュレーションができますので、一度試してみてください。

1) 検索キーワード

〇〇県 NOSAI

2) 各都道府県農業共済組合等のURL集

http://www.nosai.or.jp/nosai_kasou/nosai_kakuchi01.html

3) QRコード



中央果実協会からのお知らせ

平成30年度の果樹経営支援対策事業等の推進について —指導部— (平成29年度道県果実基金協会業務運営協議会の概要)

平成30年1月30日、日本消防会館(ニッショウホール)で、平成29年度道県果実基金協会業務運営協議会を開催しました。会議では、農林水産省生産局園芸作物課から、平成30年度の果樹関係予算等について、農林水産省経営局保険課から収入保険制度について、中央果実協会から平成30年度果樹経営支援対策事業等の進め方など中央果実協会業務の推進等について説明し、質疑を行いました。以下、本協議会の議事のうち、果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業の平成30年度の運用等を中心に紹介します。

1 平成30年度の果樹関係予算について

平成30年度の果樹農業好循環形成総合対策事業については、概算決定額56億円となっており、果樹産地における高品質果実の供給力の維持・強化を図るため、引き続き、産地の担い手による改植等を支援するほか、担い手への園地集積や条件の良い平地等への移動改植の推進、労働生産性の向上を図る取組の強化等を行うこととしています。

(1) 急傾斜地から平地等への移動改植の支援拡充

果樹経営支援対策事業(整備事業)において、地域の平均的な園地に比べ、傾斜、狭小等の地形的な理由に

より作業効率が悪い園地について、労働生産性と収益性の向上が見込まれる集約された農地への移動を支援することとし、園地整備に伴い追加的な土壌土層改良の経費が必要な場合には、改植単価を2万円/10a加算します。なお、移動に当たっては、産地全体の面積が、産地計画の目標面積を上回らない範囲であれば、元の園地の面積に新植面積を加えて植栽を行える方向で検討しています。

(2) 労働生産性の向上を図る取組の強化

農地中間管理機構(以下「機構」)を活用して園地を集積し、産地の構造改革を進める「農地中間管理機構モデル地区」となっている産地協議会が

取り組む、ICTの導入等による省力化・低コスト化技術を活用した生産技術体系の構築のための実証等を支援する「果樹生産性向上モデル確立推進事業」を新たに実施します。

2 平成30年度の果樹経営支援対策事業等の進め方等について

(1) 平成29年度における事業の推進状況

果樹経営支援対策事業及び果樹未収益期間支援事業については、近年、申請額が大幅に増加しており、29年度においても予算額を大幅に上回る申請が行われる可能性があったことから、各産地にこれまで以上の計画的な申請と申請案件の絞り込みをお願いしました。

第1次事業計画・第2次事業計画のそれぞれについて、申請の状況、予算執行の見通し等を踏まえつつ、政策の重要性を鑑み、機構が支援対象者となる取組がある産地協議会には100%、その他の産地協議会には各産地協議会の産地構造改革優先項目に基づく一定の傾斜をつけた配分額を計算し、これを都道府県ごとに積み上げた額を配分し、都道府県内・産地内の調整を行っていただきま

した。

(2) 平成30年度における事業の推進について

30年度の果樹経営支援対策事業等の推進については、以下のような見直しを検討しています。

ア 政策の重要性に応じた優先配分

本事業については引き続き強い需要があり、30年度においても予算額を上回る申請が行われる可能性があります。また、本事業は、地域・品目により改植の時期が年度をまたがざるを得ない等の果樹の特性から事業計画の翌年度にわたっての実施が可能となっていますが、28年1月の寒波の影響により27年度計画に係る補助金の執行が28年度にずれ込んだこと等により、計画承認の翌年度での支払いが大幅に増加しています。こうしたなかで、30年度以降の事業についても、予算額と計画承認額のバランスを回復するため、引き続き政策の重要性に応じた優先配分を行う必要があります。

30年度は、収入保険やGAP（農業生産工程管理）の取組状況を優先項目に追加するとともに、機構が支援対象者となる取組のある産地協議

会全体への100%配分を取りやめ、機構が支援対象者となる整備事業の対象園地のみ100%配分する等の見直しを検討しています。

イ 事業を実施する産地の事業目標の明確化

国の施策について根拠に基づく事業成果の説明が求められる中で、各産地において事業成果を定量的に把握していただき、産地の課題に沿った改植等が進められていることを明確にするため、産地の果樹生産の概要、事業の実施状況等が確認できる様子を事業計画（産地総括表）に追加します。

ウ 翌年度に継続して事業を実施する場合の理由の明確化

本事業については、先に述べたように翌年度にわたっての実施が可能となっていますが、補助事業の実施については、交付決定を受けた年度に行うことが基本です。このため、翌年度以降に継続して事業を実施する場合は、計画申請の際、翌年度に継続する理由を明確にし、産地協議会及び都道府県法人等の承認を得ることとします。

管理栄養士を目指す大学生等を対象とした食育セミナーの開催

—需要促進部—

当協会では、果物の栄養・健康機能性等について理解を深め、果物の摂取拡大を通じた食生活バランスの改善と健康増進を図ることを目的として、毎年度、食育セミナー（出前講座）を実施しています。

平成29年度については、国民の食生活や健康維持に携わる管理栄養士を目指す大学生や教員・保育士を目指す大学生等を対象に、4か所の大学で実施しました。

・東京農業大学（東京都） 国際食料情報学部の学生 約100名

・仙台白百合女子大学（宮城県） 健康栄養学科の学生 約90名

・四天王寺大学（大阪府） 教育学部の学生 約60名

・名古屋学芸大学（愛知県） 管理栄

養学部の学生 約180名

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構フェローの田中研一先生、同機構プロジェクトプランナーの長谷川美典先生、同機構果樹茶業研究部門の杉浦実先生及び小川一紀先生に講師をお願いし、果物の健康維持機能に着目してきた歴史的な経緯、最新の学術的知見、我が国における果物消費の現状等について、講師それぞれの工夫を凝らした興味深い話題により講義が進められました。

いずれの会場でも、参加者には日本園芸農業協同組合連合会から果物の提供をいただいたこともあって、学生の皆さんからの関心は非常に高く、中にはセミナーの終了後、講師を

捕まえて1時間以上質問攻めにした学生さんもあったほどでした。

このセミナーによって、果物に対する正しい知識や健康維持のためのバランスのとれた食生活における果物の大切さについて理解が進み、果物摂取が少ない若者達の摂取拡大とともに、社会に出てからの国民の食生活改善や健康維持のための活動に役立てていただけるものと期待しています。



(公財)中央果実協会

編集・発行所

公益財団法人 中央果実協会

〒107-0052

東京都港区赤坂 1-9-13
三会堂ビル 2F

電話：03-3586-1381

FAX：03-5570-1852

編集・発行人

今井 良伸

印刷・製本

(有) 曙光印刷



当協会 Web サイト

URL:

www.japanfruit.jp

お知らせ

毎日くだもの200グラム運動
メールマガジン「くだもの&健康
ニュース」を発刊しています。

多くの方の読者登録をお待ち
しております。

メルマガの読者登録方法は
当協会下記ホームページをご
覧下さい。

<http://www.japanfruit.jp>

アグリフードEXPO大阪2018への出展 —需要促進部—

当協会では、果実加工需要対応
産地強化事業(加工専用果実生産
支援事業)を通じて、国産果実を使っ
た加工品の試作開発と低コスト生産
のための栽培手法の検討を支援して
きております。

同事業の一環として、本年度に事
業を実施している4団体が、当協会と
の共同出展者という形でアグリフード
EXPOへ出展し、国産果実加工品の
一層の普及・拡大を図るとともに、実
需者ニーズを把握しました。

各出展団体は、本事業により開発
した果実加工品に加えて自社開発商
品も出展し、バイヤーとの商談や情
報交換等を積極的に行いました。今

回のEXPOの概要は以下のとおりで
す。

《アグリフードEXPO大阪2018の概要》

○日 時:平成30年2月21～22日

○会 場:アジア太平洋トレードセン
ターATCホール(大阪市住之江区南
港北)

○出展者:農業者、食品産業、関連
企業等496社

○来場者:小売業、商社、卸売業、
外食業、中食業、食品加工・製造
業、農業団体、行政機関等 15,876
名

参加団体・出展品一覧

	実施者	出展品
1	三重県農業研究所	ブドウのドライフルーツ等
2	株式会社サンアクティス	カットフルーツ用鮮度保持剤、カットフル ーツ等
3	広島県立総合技術研究 所	かんきつ「黄宝」マーマレード等
4	長崎西彼農業協同組合	青みかんパウダー・ペースト等

業務日誌

- 30. 2. 13 新たな果樹生産技術に関する調査第3回検討委員会
(於 三会堂ビル)
- 30. 2. 15 第19回全国果樹経営・技術経営コンクール表彰式
(於 メルパルク)
- 30. 2. 21 アグリフードEXPO2018大阪 (於 大阪)
- 30. 2. 26 第2回果樹経営支援対策事業等事業実施評価委員会
(於 三会堂ビル)
- 30. 3. 6 第2回理事会 (於 三会堂ビル)

人事異動

道県基金協会

区分	新役職	日付	名前	旧役職
退任		30. 2. 1	脇田聖一	宮崎県協会事務局長
就任	宮崎県協会事務局長	30. 2. 1	小山幸一	